

科学技術・学術審議会資源調査分科会食品成分委員会運営規則

令和 3 年 1 2 月 2 1 日
科学技術・学術審議会資源調査分科会
食品成分委員会決定

(趣旨)

第 1 条 科学技術・学術審議会資源調査分科会食品成分委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成 1 2 年政令第 2 7 9 号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成 1 3 年 2 月 1 6 日科学技術・学術審議会決定）及び科学技術学術審議会資源調査分科会運営規則（平成 1 3 年 5 月 2 3 日科学技術・学術審議会資源調査分科会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(作業部会)

- 第 2 条 委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、委員会の主査が指名する。
 - 3 作業部会に作業部会の主査を置き、当該作業部会に属する委員等のうちから委員会の主査が指名する者が、これに当たる。
 - 4 作業部会の主査は、当該作業部会の事務を掌理する。
 - 5 作業部会の会議は、作業部会の主査が招集する。
 - 6 作業部会の主査は、作業部会の会議の議長となり、議事を整理する。
 - 7 作業部会の主査に事故があるときは、当該作業部会に属する委員等のうちから作業部会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 8 作業部会の主査は、作業部会における調査の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(議事)

第 3 条 委員会及び作業部会（以下「委員会等」という。）は、当該委員会等に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(書面による議決)

- 第 4 条 委員会等の主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を当該委員会等に属する委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会等の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により議決を行った場合、主査又は主査の職務を代理する者が次の会議において報告をしなければならない。

(会議の公開)

- 第 5 条 委員会等の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
- 一 委員会等の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
 - 二 行政処分に係る案件
 - 三 調査の途中段階の情報で、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあると認められる案件
 - 四 前三号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件又は審議の円滑な実施に影響の生じるものとして、委員会等において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公開)

第6条 委員会等の主査は、委員会等の会議の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

2 委員会等が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、委員会等の主査が当該委員会等に属する委員等に諮った上で、当該部分の議事概要を非公表とすることができる。

第7条 委員会等は、必要があると認められたときは、学識経験者及び関係行政機関の職員等を臨時に出席させることができる。

(Web 会議システムを利用した会議への出席)

第8条 委員会等の主査が必要と認めるときは、当該委員会等に属する委員等は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に対話を行うことができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 Web 会議システムを利用した当該委員会等に属する委員等の出席は、科学技術・学術審議会令第8条第3項の規定により準用される同条第1項及び第2項の出席者に含めるものとする。

3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合、当該 Web 会議システムを利用して出席した当該委員会等に属する委員等は、音声を送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。

4 Web 会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で行わなければならない。

なお、第5条により会議が非公開で行われる場合は、当該委員会等に属する委員等以外の者に Web 会議システムを利用させてはならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会等の議事の手続その他委員会等の運営に関し必要な事項は、委員会等の主査が当該委員会等に諮って定める。